二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成三十年度の実質公債費比率が六・四パーセント未満又は平成三十年度の将来負担比率が三三・七パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

五十三　簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費があること。

統合水道（平成十九年度以降に統合したものに限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（ただし、統合後に実施する建設改良が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条に規定する辺地（以下この号において「辺地」という。）において実施される場合は、当該年度の元利償還金の額に〇・六）を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五（ただし、過疎地域又は辺地において実施される場合は〇・七）を乗じて得た額とする。

五十四　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十五　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十九年度の実質公債費比率が六・九パーセント未満又は平成二十九年度の将来負担費率が三十四・五パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十三条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

五十五　簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費があること。

統合水道（平成十九年度以降に統合したものに限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（ただし、統合後に実施する建設改良が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条に規定する辺地（以下この号において「辺地」という。）において実施される場合は、当該年度の元利償還金の額に〇・六）を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五（ただし、過疎地域又は辺地において実施される場合は〇・七）を乗じて得た額とする。

五十六　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）において、合併関係市町村が合併調印後から合併日までに実施する合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十七　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。